

水俣市 家庭ごみの分け方・出し方

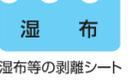
(令和3年度水俣市一般廃棄物処理実施計画抜粋)

ごみは、「決められた日時」に「決められた場所」へ出しましょう。

燃やすごみ 週2回

燃やすごみの出し方の注意

①「生ごみ、布類、ペットボトル及びそのふた、紙類、容器包装プラ、粗大ごみ」以外の可燃物
 ②カセットテープやビデオテープ
 ※剪定枝は長さ30cm×太さ直径2cm程度で、束ねる幅は直径15cm程度でくくこと。それ以上の太さ(直径5cm以内)は「粗大ごみ」へ。
 ※太さ直径5cmを超える枝は市では処理できないので、細かくして出すか、一般廃棄物処理業者に依頼すること。
 ※中が見える袋(透明か半透明、レジ袋)に入れて出すこと。 ※ホースは粗大ごみです。



●資源になる紙類、容器包装プラ類などは資源ごみへ。 ●布団やプランターなどの大型の可燃物は「粗大ごみ」へ。
 ●畑の草などではできる限り自家処理すること。自家処理できない場合は枯らして出すこと。
 ●のこくず、かんなくず、おがくず、シュレッダーごみは直接クリーンセンターへ持ち込む。

リサイクルの方法 溶融スラグを道路の路盤材として使用

生ごみ 週2回

生ごみの出し方の注意

残飯、野菜・果物の切りくず、カニ・エビの殻、栗の皮、ピーナッツの殻など。
 ※水切りをして指定の袋に入れて出すこと。(袋は劣化するので購入後早めに使うこと。)

●たけのこの皮、貝殻、牛や豚などの大きい骨、つまようじ、バラなどは燃やすごみへ。



リサイクルの方法 堆肥化

プラ製容器包装 週1回(水曜日)

プラ製容器包装の出し方の注意

商品を含むプラ製のパッケージで、中身の使用後不用になったもの(例)レジ袋、ポテトチップスなどのプラ製のお菓子袋、シャンプーや洗剤の容器、ノズル、卵や豆腐のパック、コンビニ弁当の容器、プリン容器、ペットボトルのラベル、ペットボトルのふた、びんのふた、調味料、洗剤などのプラ製容器のふた、プチプチ、発泡スチロール ※発泡スチロールはそのままで回収可能
 金属製のふた⇒「破碎・埋立」へ
 ※中身は空にし、かるく水洗いして出すこと。
 ※中が見える袋(透明か半透明、レジ袋)に入れて出すこと。



●容器包装ではないプラ(バケツ、ボール、タッパー、ハンガー、プラモデル、家庭で使用したラップ類などのプラスチック製品)は「燃やすごみ」へ
 ※トレーはできるだけ、店頭に置いてある回収箱へ

注意! ※ライター・カミソリ・乾電池類は、絶対に入れないでください!

破碎・埋立及び粗大ごみ 月1回

破碎・埋立及び粗大ごみの処理方法

①「びん類、缶類、電気コード類、乾電池類、蛍光灯・電球類、小型家電」以外の不燃物(なべ・釜類を含む)。
 ②家電、おもちゃ、バックなど金属が含まれるもの
 ③布団、カーペット、プランター、衣類収納BOXなどの大型可燃物
 ※ガラスや陶器類などの細かな不燃物は「破碎・埋立」のコンテナへ
 ※家電や布団などの30cmを超える大きな「粗大ごみ」は資源ステーションの空きスペースにまとめて置くこと。
 ※80cm×100cmを超える大きな家具などはなるべく分解すること。



●乾電池等は外して「乾電池類」へ ●カセットテープ・ビデオテープは「燃やすごみ」へ
 ※鋼鉄類、草刈機の刃、水道の蛇口などは直接環境クリーンセンターへ持ち込むこと。 ※スプリングが付いているソファなどは業者へ依頼すること。

リサイクルの方法 (破碎処理後)鉄類は鉄の原料等。残渣は焼却又は埋立

空き缶類 月1回



※分別マークによりアルミとスチールに選別すること。
 ※アルミかスチールか判別困難な場合はスチールへ。
 ※スプレー缶、カセットボンベは「スプレー缶類」のコンテナに入れる。
 ※缶はつぶさない。
 ふたは本体についた状態であればよい。
 ※カセットコンロのガスボンベやスプレー缶は、中身を出し切り、穴を開けず出すこと。(火災等の危険防止)

空きびん類 月1回



①一升びん(1.8ℓ)
 ②ビールびん(全種)
 ③Pマークのびん
 ④鳥島酒造のびん
 ⑤ジュースびん
 ⑦牛乳びん

●キャップとラベルは「プラ製容器包装」に出してください。
 ※キャップやふたを外して、中をすすいでください。
 ※ラベルや手で取れないキャップもそのまま出せます。
 ※割れていても出せます。

透明・茶・その他の色に分け、分別してください。
 ※キャップやふたを外して、中をすすいでください。
 ※ラベルや手で取れないキャップもそのまま出せます。
 ※割れていても出せます。

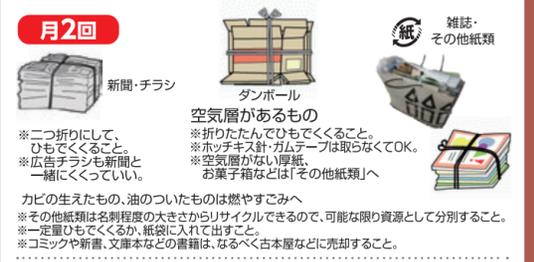
空きびん類に出せないもの
 ガラス食器、化粧品・薬剤のびん、耐熱食器

●これらは、中身を出して「破碎・埋立及び粗大ごみ」へ出してください。

ペットボトル 月2回



紙類・布類 月2回



紙類に出せないもの
 ・カーボン紙、ノンカーボン紙 ・防水加工してある紙コップ
 ・感熱紙 ・匂いのある箱
 上着、下着、靴下、手袋、帽子、和服、タオル、毛布、シーツ、カーテンなど。服はボタン等取らずそのまま。
 ※中が見える袋に入れること。
 ※はんでんなど入り込みのものは「燃やすごみ」へ

電気コード・有害 月1回



市が収集できないもの

わからない場合はクリーンセンターへお問い合わせください
 パソコン及びパソコンモニター 事業所からでるごみ
 パソコン
 持ち込み先: アクトピーリサイクル(株)
 ※製造メーカーに処理を依頼するか、パソコン3月推進協議会にお問い合わせください。
 ●ガスボンベ、バッテリー、焼却灰、かわら、自動車及びバイクのタイヤ、ボーリングボール、モーター類、電気温水器、太陽熱温水器などの大型機械、農業、劇薬、ペンキなどの液体、大きな枝や丸太(直径5cm以上)、スプリングの入ったソファやペットのマットレスなど ※一般廃棄物処理業者又は専門業者に依頼してください。

家電リサイクル法対象品



使用済小型家電 月1回

大きさ たて15cm×よこ25cm以内
 ●乾電池等は外して「乾電池類」へ
 ●17品目以外の小型家電は「破碎・埋立」へ
 ※家電リサイクル法などの対象となるテレビ、パソコンなどは家電リサイクル指定業者又は購入店へ依頼すること。

- 小型家電回収対象品 (17品目)
- ①携帯電話
 - ②電話機
 - ③電話子機
 - ④モデム
 - ⑤ポータブル液晶テレビ
 - ⑥ポータブル音楽プレーヤー
 - ⑦電子辞書
 - ⑧デジタルカメラ
 - ⑨ビデオカメラ(ハンディ)
 - ⑩カーナビ
 - ⑪カーオーディオ
 - ⑫キーホルダーゲーム機
 - ⑬ポータブルゲーム機
 - ⑭家庭用ゲーム機
 - ⑮ゲームコントローラー
 - ⑯ゲームソフト(CD-ROM等を除く)
 - ⑰リモコン

●小型家電を出すときの注意点
 ※個人情報は、必ず消去してください。
 ※携帯電話は個人情報漏えい防止のため本体に穴を開けて出すか、購入店へ引取りの依頼をすること。
 ※回収した小型家電は返却できません。 ※電池は取り外してください。 ※コードは切って出してください。
 ※家庭から排出されるものに限ります。(事業所から排出されるものは対象外です。)

コンテナの並べ方一例



※コンテナは、収集日前日の午後3時頃までに配布します。但し、月曜日が収集日の場合は前週の金曜日に配布します。
 ※青書きの札は青色のコンテナに、黒書きの札は灰色のコンテナに、赤書きの札は茶色のコンテナに掛けて使用してください。
 ※資源ごみは、地域で決められた時間内に分別して出してください。
 ※プラ製容器包装、燃やすごみ、生ごみは、決められた場所に、午前8時30分までに出してください。
 地域のステーションに事業所のごみは出せません。

ごみを直接施設に搬入する場合

持ち込める品目
 ●燃やすごみ ●生ごみ ●プラ製容器包装 ●粗大ごみ ●資源物全般
 住所 水俣市築地9-40
 持ち込める時間
 午前/8:30~12:00
 午後/1:00~4:30
 ※但し、生ごみは午後2時まで。
 土日、祝日、年末年始を除く



お問合せ先 水俣市環境クリーンセンター ☎0966-62-4101